

大潟村創業サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大潟村の産業振興、雇用の促進および地域活性化を図ることを目的に、大潟村で新たに創業する者に対し予算の範囲内で、創業サポート事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、大潟村補助金等交付規則(昭和47年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出により、村内において新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、村内において事業を開始する場合

ウ 既に事業を営んでいる個人または法人において、現在の業種と異なる業種に属する事業を営む場合

(2) 創業の日 個人にあつては管轄する税務署等に提出した開業等の届出に記載された開業年月日を、法人にあつては履歴事項全部証明書に記載された設立年月日をいう。

(3) 事業所等 事業の用に供するために直接必要な建物及びその付属施設事務所、店舗、工場等のことをいう。

(4) 設備 事業の用に供するために直接必要な機械、装置、機器又は器具をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、創業を行う者であつて次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者で、大潟村商工振興会に加入している者または補助事業の完了(以下「事業完了」という。)の日までに加入することを確約したものであること。

ア 個人事業主にあつては、当該事業の代表者が補助事業完了までに村内に居住し、本村の住民基本台帳に記載されていること。

イ 法人にあつては、事業完了までに本村を本店所在地とした法人登記が行われていること。

(2) 補助金の申請年度内に創業を行う者または申請時において創業の日から3年を経過しないものであること。

(3) この要綱による補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度内に確実に創業等できるものであること。

(4) 大潟村暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者でないこと。

(5) 市町村税等の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助対象事業は、事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長が期待できる事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 5 条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表 1 のとおりとする。

2 創業後に補助金を申請する場合については、補助金を申請した年度の経費を対象とする。

3 国または他の地方公共団体からの助成や村からの他の助成を受ける、または受ける予定の経費は対象経費としない。

4 同一事業者に対する補助金の交付は、1 回限りとする。

5 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大潟村創業サポート事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次の書類を添付し村長に提出しなければならない。

(1) 市町村税の納税証明書(直近 1 年分)

(2) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 条)に基づく住民票の写し(法人の場合は代表者のもの)

(3) 登記事項証明書の写し(法人で既に登記を済ませている場合に限る。)

(4) 個人事業の開廃業等届出書(個人事業の場合に限る。)

(5) 営業許可書の写し(許認可を必要とする業種の場合に限る。)

(6) 定款の写し(法人の場合に限る。)

(7) 事業計画書および収支予算書(別紙 1)

(8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 7 条 村長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、大潟村創業サポート事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知する。

(補助金の変更交付申請)

第 8 条 補助金交付決定後に、交付申請額に変更が生じた場合は、速やかに大潟村創業

サポート事業補助金変更承認申請書(様式第3号)に次の書類を添付し村長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書及び変更収支予算書(別紙2)

(2) その他村長が必要と認める書類

(補助金の変更交付決定)

第9条 村長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、大潟村創業サポート事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(実績報告書等)

第10条 実績報告は、大潟村創業サポート事業補助金実績報告書(様式第5号)による。

2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績報告書及び収支決算書(別紙3)

(2) その他村長が必要と認める書類

(事業報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた翌年度から3年間にわたり、毎年度、大潟村創業サポート事業実施報告書(様式第6号)により創業した事業の状況を村長に報告しなければならない。

(廃業または移転)

第12条 補助金の交付を受けた者が補助金の交付を受けた日から3年未満で廃業する場合、村外に移転する場合、その他創業した事業の継続が確認できない場合には、補助金を全額返還しなければならない。ただし、事情がやむを得ないと認められる場合には返還を免除することができる。

(その他)

第13条 本要綱に定めのない事項は、本事業の実施に関し別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費は、次に掲げる要件を満たすものとする 1 補助事業の実施に直接必要な最小限の経費であること 2 事業実施期間内に契約、取得及び支払いを完了した経費であること 3 用途、単価、規模等が証拠書類等により確認可能な経費であること 4 補助対象とする経費は、消費税及び地方消費税を除いた経費とする			
補助対象経費		補助率	補助限度額
区分	経費		
設備等購入費 ※	設備、機械、器具及び備品（性質又は形状を変えずに長期の使用に耐える物品で取得価格が2万円以上のものをいう。）の購入に要する経費（村長が特に認める場合は中古品を含む。）	補助対象経費の2分の1以内の額	500千円
研究開発費	研究開発に必要な原材料費及び消耗品費、技術コンサルタント料		
委託費	デザイン、各種調査等を外部委託するために支払う費用		
広告宣伝費	広告宣伝経費（不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図したものに限る。）		
法人登記費	法人設立時の登記に要する経費		
※自動車、自転車、エアコン、カメラ、電話機、携帯電話、パソコン、プリンタ、タブレット等汎用性が高いもの、使用目的が本補助事業の遂行に必要と特定できないものは除く。			